

お知らせ

記者発表資料
配布日時

平成21年7月31日
19:00

大規模災害時に地域の要請を受けて国が砂防工事を実施できる制度を
全国で初めて適用します

平成21年3月31日に国土交通省令が改正され、大規模な自然災害が発生した場合、各事務所の所掌事務、管轄区域にかかわらず各事務所が緊急に砂防工事等を行うことが可能となりました。

これを全国で初めて適用し、これまで砂防工事を担当していなかった山口河川国道事務所において、地域の要請を受けて、剣川、神里川及び上田南川で、土石流災害による二次災害防止及び再度災害の防止を図るため、直轄砂防災害関連緊急事業（砂防工事）を実施します。

【参考：国土交通省令】

地方整備局組織規則 抄

（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第四十条 地方整備局の事務所のうち河川国道事務所等の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は別表第四のとおりとする。

2 略

3 国土交通大臣は、第一項の規定にかかわらず、大規模な自然災害の発生により緊急に砂防工事その他の事務を行う必要があるときは、河川国道事務所等に対して、その管轄区域及び所掌事務の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

4 以下略

別表4

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域	所掌事務
中国地方整備局	山口河川国道事務所	防府市	佐波川	改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
			山口県山口北沿岸及び山口南沿岸	海岸の保全に関する調査
			一般国道二号、九号、百八十八号、百九十号及び百九十一号	改築及び修繕工事、維持その他の管理

同時発表：広島合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ
山口県政記者クラブ、山口県政記者会、県政滝町記者クラブ、防府市役所記者クラブ

問 い 合 わ せ 先			
国土交通省中国地方整備局 河川部 河川計画課長 中須賀 淳 電話 082-221-9231（内線3611） 082-511-6231（夜間）			
広報担当窓口	中国地方整備局	広報広聴対策官 環境調整官	やすだ 安田 しおかた 塩形